

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 14 日 (火) 第 395 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 1
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 1

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 2 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和25年鹿児島県規則第116号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 の 2 第 3 項 , 第 13 条 第 1 項 第 3 号 , 別記第 1 号様式備考 4 , 別記第 3 号様式の 3 備考 3 及び別記第 3 号様式の 4 備考 2 中「脱帽し, 正面から上半身を写した」を「脱帽して正面から撮影した」に改める。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 3 号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 から 第 3 号 までの規定及び第 75 条 第 1 項 の表 10 の項中「免許管理課」を「留置管理課, 免許管理課」に改める。

別表第 1 収支かいの表埋蔵文化財センターの項の次に次のように加える。

留置管理課	出納員	庶務を担当する係長 (庶務を担当する係長の置 かれない場合は, 庶務を担当する主査)
-------	-----	---

附 則

この規則は, 令和 5 年 3 月 17 日から施行する。